

平成19年5月25日

第29号

素流協 News

平成19年5月25日発行・発行所 岩手県素材流通協同組合 盛岡市菜園1丁目3-6 電話 019 (652) 7227 / FAX 019 (654) 8533

岩手県素流協第4回通常総会

平成十九年度共同販売取扱目標 十六万五千立方メートルを決定

【通常総会】

岩手県素材流通協同組合第4回通常総会が、平成十九年五月十五日（火）に、ホテルメトロポリタン盛岡ニューウイング（盛岡市）において開催された。

高橋早弓常務理事からの総会成立報告（会員五十名中本人出席十五名、委任状出席二名、書面議決書提出十七名）及び下山裕司理事



長の挨拶の後、荒川商事有限会社 荒川考且氏を議長に選出して議案の審議に入った。

審議は、理事会より提案された九つの議案（後記）それぞれについて、高橋常務理事から提案理由と提案内容の説明があった後、審議がなされ、審議の結果全議案が原案どおり承認された。承認された議案のうちその内容のいくつかを紹介する。

議案第一号の十八年度事業報告においては、素材取扱量が合板用針葉樹素材を主体（全取扱量の九八％）に十三万八千七百七立方メートル（計画量の一〇二・九％、対前年比一三〇％）となり、このような成果を上げることができたのは、組合員各位の積極的な生産活動と合板工場及び関係機関の協力

の賜物であり、敬意と感謝が表された。また、合板用素材の樹種別

構成は、スギ六二％、カラマツ二〇％、アカマツ一八％となり、アカマツの割合が増えてきたことが報告された。更に、合板工場へ原木を計画的かつ安定的に供給するための需給協議会を四半期ごとに開催したこと、組合への加入促進や生産性向上へ向けての工場見学を窓口となつて行ったこと、正組合員九名、賛助会員三名の新規加入があつたことなどが報告された。

議案第二号においては、利用分配当として、組合員に十八年度出荷量に応じた配当がなされることを決定した。

議案第三号の平成十九年度事業計画の内容は素材の共同出荷事業の積極的な推進により、資源の有効活用を図るとともに、組合員の経済的地位の向上と組合の経営基盤の強化を目指すという当組合の基本方針を踏まえて、十九年度は次の五つの事項に主眼を置いて事業を進めることとした。

- 一、生産性の向上
- 二、安定的出荷量の確保
- 三、運送体制のシステム化
- 四、新たな供給先の開拓
- 五、情報の共有と技術の向上

具体的内容として、

- ・共同販売の取扱目標：合板用素材十四万五千立方メートル（会員生産十二万五千、システム販売二万）、集成材・土木用資材ほか二万立方メートル 計十六万五千立方メートル（対前年比一二三%）
- ・生産性向上を進めるための、高性能林業機械導入による組合員への貸付
- ・出荷量の安定確保と運送体制のシステム化を進めるための需給協議会の開催や素流協ニュースの発行、ストックヤードの設置、素材運搬業者のネットワーク化

・情報の共有として、ホームページの開設

議案第九号の定款変更においては、十九年度事業の推進との関連で、組合の事業として「組合員に対する林業用機械リース事業」を

追加し、また、組合員資格に「素材を取り扱う運送業者」を追加した。

【通常総会報告会】

通常総会報告会は、多くの来賓の方々の出席をいただき、通常総会終了後、引き続き開催された。

下山裕司理事長は挨拶において、「来賓や会員の方々への感謝、特にも設立以来計画量を上回る実績を上げてきていることへの感謝と通常総会で議決された五つの柱を中心とした平成十九年度事業への取組み決意」、更に、「会員や国、

県、関係企業、団体への一層の協力、支援、指導のお願い」について述べ、また、高橋常務理事が総会での議決内容の概要説明をした。

引き続き、福田隆政東北森林管理局長、高前田寿幸岩手県林業水産部長（代理村山巧林業振興課総括課長）、小野田富男岩手県森林・

林業会議理事長（代理副理事長伊東千賀雄県森連会長）の各氏から、「素流協が県の木材流通、地域林業の活性化に寄与していることへ

表彰者名簿（敬称略）

上北森林組合	代表理事組合長	小笠原 恭 裕
株式会社 昭林	代表取締役	石川 勝 也
渡辺材木店		渡 辺 二 郎
横澤林業 代表		横 澤 幸 一
株式会社 佐藤木材	代表取締役	佐 藤 教 幸
宮古地方森林組合	代表理事組合長	佐々木 良一郎
気仙地方森林組合	代表理事組合長	楓木澤 光 毅
有限会社 佐々木農林	代表取締役	佐々木 元
青森県国有林材生産協同組合	理事長	呼 見 志
三陸中部国有林材生産協同組合	理事長	菊 池 誠 志
荒川商事有限会社	代表取締役	荒 川 吉 代

の敬意と感謝」、更に「素流協の一層の発展と会員のますますの健勝についての期待」の内容のご祝辞をいただいた。

次いで、ご多忙の中ご出席いただいた多くのご来賓の方々へご紹介され、感謝が表された。

なお、十八年度における会員出荷量の三%を超える多くの材を出荷された会員（十一名、別表のとおり）に対する表彰が報告会の席上でなされた。

報告会終了後部屋を移して、角掛勇吉東北森林管理局青森事務所副所長の音頭でもって、懇談会が開始され、しばらくの懇談の後、

【提出議案】

株式会社 昭林 石川勝也代表取締役の締めによつて、通常総会、報告会の一切が盛会裏に終了した。

議案第1号 平成18年度事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案承認の件

議案第2号 平成18年度利用分量配当の件
議案第3号 平成19年度事業計画書、収支予算決定の件
議案第4号 平成19年度手数料率決定の件
議案第5号 平成19年度経費賦課金徴収の件

議案第6号 役員報酬決定の件

議案第7号 平成19年度内借入金

残高の最高限度額決定の件

議案第8号 取引金融機関決定の

件

議案第9号 定款変更の件

合板工場内での 安全作業

「工場内では工場機械の作業を優先として、最徐行での安全運転・安全作業を」

会員の皆様には安全作業に万全を期していただいているところですが、合板工場内での荷役作業時の安全作業については、合板工場からの要請があり、事務局からは幾度となく運送関係会員等宛通知して努力いただいているところです。

今年度当初、北日本プライウッド株式会社から再度要請があり、既に皆様に通知してはいますが、ここに掲載します。

一層、気を引き締めての安全作業にご協力をお願いします。

運送会社各位

北日本プライウッド株式会社

合板、単板、原木等、積降し作業 安全事項

1、場内入退場時手続き

- (1) 場内に入場の際は、事務所に立ち寄り所定の手続きを行ってください。
- (2) 駐車場所等については、係からの指示を受けてください。

2、一般安全心得

- (1) 安全確保を最優先とする。取り決め事項を全て遵守して安全を確保してください。
- (2) 場内では常に整理、整頓、清掃、清潔を心がけてください。
- (3) 場内での歩行中及び作業中は、くわえ煙草やポケットに手を入れて歩くことを禁止します。
- (4) 喫煙は必ず吸殻入れのある場所で行い、床等へ投げ捨ては厳禁です。
- (5) 弁当の空き箱、ジュース缶等は各々の責任において持ち帰り処理してください。
- (6) 場内での事故等の際は事務所に連絡してください。
- (7) 駐車中はエンジンを切ってください。

3、作業服装及び荷役作業

- (1) 作業中はヘルメットを着用（アゴ紐はキチンと締める）し、また、安全靴、手袋等も着用してください。
- (2) 作業服のボタン、チャックはキチンと掛けてください。また、上着の袖口なども締めて作業を行ってください。
- (3) 積込み、降し時にはフォークリフトに充分注意してください。
- (4) 荷締機（ガッチャ）、シート、ロープ等掛けの際は荷台から転落しないように足場、足元を確認の上充分注意して作業を行ってください。
- (5) 各車輛は荷役の際、荷台から転落しないように充分注意してください。
- (6) 原木降し車輛は作業終了したら、原木に歯止めをして退場してください。

4、場内ルール

- (1) 場内の走行の際は「最徐行」で運転してください。
- (2) 場内は追い越し禁止です。
- (3) 運転時はシートベルトを確実に締めてください。運転中の喫煙は禁止です。
- (4) 車輛をバックする際は、歩行者、フォークリフト、他の車輛等に充分注意してバックしてください。
- (5) 携帯電話を使用しでの運転は禁止です。
- (6) 駐車の際はエンジンを切り、サイドブレーキを引いてください。
- (7) 当社のフォークリフト等を使用して、積み降ろしする際は、当社の責任者から許可を得て、フォークリフト等の運転技能修了証を携帯して、安全作業を行ってください。
(フォークリフト等運転技能修了証の無い方の運転を固く禁ずる)
- (8) 場内から一般道路へ出る際は、必ず一旦停止して左右の安全確認を行ってください。

落穂拾い

▽総会シーズンが終わった。筆者も幾つかの林業事業体等の総会に出席したが、おしなべてどの組織も平成十八年度の事業実績は例年に比べて良好のようであった。ご同慶の至りであり、林業関係事業体の新年度における一層の活躍を期待したい。

その一方、五月三十一日、(社)岩手県林業公社がその役割を果たして？組織を解散し、岩手県林業の現場から静かに姿を消した。林業公社が岩手県の森林整備に果たした役割とその成果は特筆すべきことである。

これまで岩手県林業公社の事業関係者および職員の方々のご労苦に対し、心から敬意と感謝を申し

平成19年4月分の販売実績

この冬の暖冬が影響してか材の出荷が鈍く、合板用素材は会員生産が約9,100㎡、国有林材システム販売約750㎡、計約9,850㎡と、10,000㎡をきってしまいました。出荷先別ではホクヨウアイワツド㈱75%、北日本アイワツド25%となり、また、樹種別ではスギ48%、カラマツ17%、アカマツ35%と、昨年同期と比較しますと、スギ、カラマツの比率が減少し、アカマツの比率が増大しています。合板用以外の出荷は、約850㎡ありました。今年度の計画目標量を165,000㎡としており、最低でも毎月13,750㎡の取扱いが必要です。会員の皆様の一層のご協力とご努力をお願いいたします。

(㎡、%)

区分	出荷者	樹種	長 級	販 売 先			計	累 計	割 合		目 達 成 率	19 年 度 計 画 量
				ホクヨウアイワツド㈱	北日本アイワツド㈱	その他			長級別	樹種別		
合 板 用	会員生産	スギ	2.0	1,571	1,204		2,775	2,775	63.9			125,000
			2.1	438		438	438	10.1				
			4.0	738	394	1,132	1,132	26.0				
		計	2,747	1,598	4,345	4,345	100.0	47.8				
		2.0	1,315	150	1,465	1,465	94.0					
		計	82	12	94	94	6.0					
	システム販売	アカマツ	2.0	1,397	162		1,559	1,559	100.0			20,000
			2.0	2,414	524	2,938	2,938	92.4				
			計	182	61	243	243	7.6				
		スギ	2596	585	3,181	3,181	100.0	35.0				
		計	6,740	2,345	9,085	9,085	100.0	7.3				
		計	306	107	413	413	54.1					
その他	計	2.0	267	16	285	285	33.4			145,000		
		2.0	67	123	190	190	66.6					
その他	計	2.0	640	16	656	656	0.0			20,000		
		2.0	7,380	2,468	9,848	9,848	100.0	6.8				
合計	合計	計	7,380	2,468	9,848	10,701	10,701	10,701	6.5	165,000		

トピックス

【林政調査会】

去る四月十二日(木) 自民党本

部において、自由民主党政務調査会の林政調査会・林政基本問題小委員会合同会議が開催され、当素流協下山理事長が「木材安定供給における新流通・加工システムに

よる取組み」について意見を求められて、「岩手県素材流通協同組合の現状と今後の取組み」について報告しました。

たのは、田島山業(大分県)、香美森林組合(高知県)、岐阜県森林組合連合会(岐阜県)でした。

【合板工場見学】

出荷者である会員等による合板工場の見学が次のとおり行われました。

4月14日(土)

青森県国有林材生産協同組合の坪理事長以下八名がホクヨープライウッド株式会社宮古工場を見学。
4月27日(金)

東磐井地方森林組合の伊東組合長以下二十二名が北日本プライウッド株式会社大船渡工場を見学。



「合法性証明木材」に係るお願い

◎その一「取扱実績報告」

「合法性・持続性の証明に係る事業者認定実施要領」第八の規定により、各認定事業者は合法木材の取扱等にかかる前年度分の取扱実績を当素流協に報告し、素流協はそれを取りまとめて公表することとなっております。

当組合事務局より「合法性証明木材の取扱実績報告書」を送付します。各組合員が平成十八年度に合法材として出荷した量を記入して、返送下さるようお願いいたします。

なお、報告書には合板工場への出荷量を記入しておりますので、各組合員は独自に証明書を付して製材工場等へ出荷した量を追加記入願います。

◎その二「適合証明書」等の写し

当組合は、各認定事業者が合法材を出荷していることを確認・保証するための関係書類を備えてお

かなければなりません。

新たに伐採するときは、次の写しを当組合へFAX願います。

①民有林のとき―「伐採及び伐採後の造林計画の適合通知書」或

いは「伐採及び伐採後の造林届出書(受領印のあるもの)」

②国有林のとき―「売買契約書」
③保安林のとき―「保安林内立木伐採許可決定通知書」

冗談欄

人は二度死ぬ

還暦を過ぎ、古希、喜寿、そして平均寿命に年々近づいてくるとに従い、「そろそろ人生の店仕舞いの準備をしなければ」と考えていても、突然来られたら、「まさか今日明日のこととは思っていなかった。」と慌ててしまうのが本音ではないでしょうか。

人生の節目で自分が関わることのできるのは結婚式だけであり、誕生や葬式はまったく自分の係らない場所や方法でもってなされてしまいます。

それではかなわないと、自分の死亡を知らせる人や葬式の段取りなどを遺言でもって仕切ろうとする人、更には、それでも信用できないと、生きているうちに自分の葬式「生前葬」をやっ

てしまう人も出てきています。人は二度死ぬといわれております。一回目がいわゆる肉体が死んだとき。そしてもう一回が、その人のことを覚えている最後の人が亡くなったときで、そのときその人はこの世から完全に消えてしまいます。

「こんなとき、あの人だったらどうするだろう？」などと思いついてもらえる間は、その人はまだ完全に死んではないのです。

それでは、現に生きてはいられるけれども、話題にもならない人は、生きていることになるのでしょうか？

それは、現に生きてはいられるけれども、話題にもならない人は、生きていることになるのでしょうか？